

研究生規程

運営委員会

平成24年7月4日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知東邦大学学則第40条の3に基づき、研究生の受入れに関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 研究生として出願できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 四年制大学を卒業した者または卒業見込みの者
- (2) 前号の者と同等以上の学力を有すると認められた者

(出願手続)

第3条 研究生として出願する者は、指導を希望する本学教員の内諾を得た上で、第5条第1項に定める検定料を添え、次の各号の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

- (1) 研究生願書及び履歴書(本学所定)
- (2) 研究計画書(本学所定)
- (3) 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書

(研究生の許可)

第4条 研究生の許可は、指導教員が所属する教授会の意見を聞いて学長が行う。

(研究料等)

第5条 検定料、入学金および研究料は別表のとおりとする。

- 2 前項に定める入学金および研究料は、研究生として許可された日から2週間以内に納付しなければならない。
- 3 納付された検定料、入学金および研究料は、原則として返還しない。

(研究生証の交付)

第6条 研究生には入学手続終了と同時に研究生証を交付する。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は1年間とする。ただし、引き続き研究の必要がある場合は願い出により指導教員が所属する教授会の意見を聞いて、学長は研究期間の延長を認めることができる。

- 2 前項但し書きに定める研究期間の延長を希望する者は、指導教員の内諾を得た上で、研究継続願(本学所定)を定められた期日までに提出しなければならない。延長する研究期間は半年間または1年間とする。

(指導教員)

第8条 研究生に対する指導教員は、指導教員が所属する教授会の意見を聞いて当該学部長が定

める。

(研究活動)

第9条 研究生は指導教員の指導により、当該学部の教育および研究に支障のない範囲において、講義を聴講することや施設を利用することができる。

2 研究生は所定の期日までに研究成果を報告書として指導教員に提出しなければならない。

(修了証の交付)

第10条 研究成果報告書による指導教員の判定に基づき、指導教員が所属する教授会の意見を聞いて、学長は研究生修了証を交付することができる。

(研究生の資格の取消)

第11条 研究生期間内であっても次の場合、指導教員が所属する教授会の意見を聞いて、学長は研究生の資格を取消することができる。

(1) 本学の研究生としてふさわしくないと認められた時

(2) 本人より研究生辞退の申出があった時

(規程の準用)

第12条 研究生には、この規程に定める事項のほか本学の諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第13条 (削除)

附則

1 この規程は、平成17年3月24日から施行する。

2 この規程は、改正(第5条)により平成17年6月8日から施行する。

3 この規程は、改正(第11条)により平成18年9月20日から施行する。

4 この規程は、改正(第1条)により平成21年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会に変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。

6 この規程は、改正(第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条)により平成24年7月4日から施行する。

7 この規程は、改正(第5条別表、第7条)により平成26年3月6日から施行する。

8 この規程は、改正(第3条、第6条)により平成27年4月1日から施行する。

9 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。

別表

検 定 料	10,000 円	
入 学 金	10,000 円	※本学卒業生の場合は免除する
研 究 料	120,000 円	※本学卒業生の場合は 50%減免する
研 究 料 (継続する研究機 関が半年間の場合)	60,000 円	※本学卒業生の場合は 50%減免する